

令和5年 No.6

○東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

令和5年度からの学部教育組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年2月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年2月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第5号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：令和5年度からの学部教育組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第3条 組織運営規程第11条第3項に規定する学群は、別表第2に規定する教室により組織する。</p> <p>(学系長等)</p> <p>第4条 学系長は、学系を統括し、これを代表する。</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 <u>各学系長、教職大学院長、大学教育研究基盤センター機構長、現職教員支援センター機構長及び先端教育人材育成推進機構長</u>は、別に定めるところにより共同して大学院教育学研究科の各専攻を所管し、専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。</p> <p>[省略]</p> <p>第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野及び教育実践創成講座（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。</p> <p>2 分野に所属する教員は、<u>学校教育教員養成課程又は教育支援課程</u>のいずれか1つの教室の構成員（以下「教室構成員」という。）となる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月7日制定）により採用された特任教員は、教室構成員となるものとする。</p> <p>第11条 <u>機構</u>は、構成分野となることができる。</p> <p>2 <u>機構</u>が構成分野となる場合、当該教室及び構成分野は、教室運営及び人事に関して、<u>当該機構</u>の業務に支障をきたさないように配慮する。</p> <p>第12条 教室構成員は、原則として固定する。ただし、教室構成員に変更の必要が生じた場合（欠員補充の場合を除く。）は、当該教室及び構成分野の議を経た後、教育研究評議会の承認を得て変更することができる。</p>	<p>[省略]</p> <p>第3条 組織運営規程第11条第3項に規定する学群は、別表第2に規定する教室により組織する。</p> <p>(学系長)</p> <p>第4条 学系長は、学系を統括し、これを代表する。</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 <u>各学系長</u>は、別に定めるところにより共同して大学院教育学研究科の各専攻を所管し、専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。</p> <p>[省略]</p> <p>第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野及び教育実践創成講座（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。</p> <p>2 分野に所属する教員は、<u>学校教育系又は教育支援系</u>のいずれか1つの教室の構成員（以下「教室構成員」という。）となる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月7日制定）により採用された特任教員は、教室構成員となるものとする。<u>ただし、別表第3に掲げる構成員数には含めないものとする。</u></p> <p>第11条 <u>センター又は機構（以下「センター等」という。）</u>は、構成分野となることができる。</p> <p>2 <u>センター等</u>が構成分野となる場合、当該教室及び構成分野は、教室運営及び人事に関して、<u>当該センター等</u>の業務に支障をきたさないように配慮する。</p> <p>第12条 教室構成員は、原則として固定する。ただし、教室構成員に変更の必要が生じた場合（欠員補充の場合を除く。）は、当該教室及び構成分野の議を経た後、教育研究評議会の承認を得て変更することができる。</p> <p>第13条 構成分野以外で、当該教室と密接な関係がある分野及びセンター等（以下</p>

(教室会議)

第13条 教室に教室会議を置く。

2・3 [省略]

(教室の役割)

第14条 教室は、学生の教育研究指導及び生活指導（以下「指導」という。）を担当する。

第15条 教室は、当該教室が指導を担当する学生に係る課程修了の認定に関する原案の作成を行う。

第16条 教室は、当該教室のカリキュラム作成、時間割の編成、運営及び入学試験等の業務を行う。

第17条 教室構成員は、当該教室の授業科目を担当する。ただし、当該教室の議を経て教育研究評議会の承認を得た場合には、他の教室の授業科目を担当することができる。担当できる授業枠数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、教室構成員以外の機構所属教員及び教職大学院の課程専任教員並びに教育学部に直接配置されている教員は、教室又は構成分野の議を経て教育研究評議会の承認を得た場合には、授業を担当することができる。担当できる授業枠数は、別に定める。

第18条 教室構成員が4人以下の教室は、他の教室の授業科目を必修科目等として開設することができる。

(機構の授業開設)

第19条 機構は、教養科目（総合学芸領域）及び教育基礎科目の開設を行うことができる。

(教員養成カリキュラム改革推進本部の授業開設)

第20条 教員養成カリキュラム改革推進本部は、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に準じて、教養科目（総合学芸領域）、教育創成科目及び教育基礎科目の開設を行うことができる。

(指導教員)

第21条 教室は、当該教室が指導を担当する学生に対して、教室構成員を指導教員として割り当てる。

「関連分野」という。）は、別表第4のとおりとする。

(教室会議)

第14条 教室に教室会議を置く。

2・3 [省略]

(教室の役割)

第15条 教室は、学生の教育研究指導及び生活指導（以下「指導」という。）を担当する。

第16条 教室は、当該教室が指導を担当する学生に係る課程修了の認定に関する原案の作成を行う。

第17条 教室は、当該教室のカリキュラム作成、時間割の編成、運営及び入学試験等の業務を行う。

2 前項の業務を行うに当たっては、関連分野の協力を得ることができる。

第18条 教室構成員は、課程共通科目、専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は、構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野以外のセンター等所属教員及び教職大学院の課程専任教員並びに教育学部に直接配置されている教員は、教室又は構成分野の議を経て教育研究評議会の承認を得た場合には、別表第4の関連分野名の右欄に記載されている関連分野と同様に授業を担当することができる。担当できる授業枠数は、別に定める。

第19条 教室構成員が4人以下の教室は、他の教室の授業科目を必修科目等として開設することができる。

(センターの授業開設)

第20条 センターは、教養科目（総合学芸領域）及び教育基礎科目の開設を行うことができる。

(指導教員)

第21条 教室は、当該教室が指導を担当する学生に対して、教室構成員を指導教員として割り当てる。

2 〔省略〕
 (卒業研究の指導及び審査)

第22条 卒業研究の指導及び審査は、当該教室構成員が担当する。

2 教室は、必要に応じて、前項に規定する教室構成員以外の教員に、卒業研究の指導を依頼することができる。ただし、卒業研究の審査は、卒業研究の指導を依頼された教員の意見を踏まえ、当該教室構成員が行う。

〔省略〕

別表第2

群	学校教育教員養成課程		教育支援課程	
	教室	教室構成員が担当する 専攻(類)・コース/ プログラム	教室	教室構成員が担当する 専攻(類)・コース
総合教育科学群	学校教育	A類 現代教育実践/ 学校教育	生涯学習	E類 生涯学習・文化遺産教育
	学校心理	A類 現代教育実践/ 学校心理	カウンセリング	E類 カウンセリング
	幼児教育	A類 幼児教育		
	国際教育	A類 現代教育実践/ 国際教育		
	特別支援教育	C類 聴覚障害・言語障害系、発達障害・学習障害系		
	家庭科	A・B類 家庭		
	環境教育	A類 現代教育実践/ 環境教育		
人文	国語科	A・B類 国語	ソーシャルワーク	E類 ソーシャルワーク

2 〔省略〕
 (卒業研究の指導及び審査)

第22条 卒業研究の指導及び審査は、当該教室構成員が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、構成分野及び関連分野に所属する教員は、卒業研究の指導及び審査を担当することができる。

3 教室は、必要に応じて、前2項に規定する教員以外の教員に、卒業研究の指導を依頼することができる。ただし、卒業研究の審査は、卒業研究の指導を依頼された教員の意見を踏まえ、当該教室構成員が行う。

〔省略〕

別表第2

群	学校教育系		教育支援系	
	教室	教室構成員が担当する 課程(類)・専攻等	教室	教室構成員が担当する 課程(類)・専攻・コース
総合教育科学群	学校教育	A類 学校教育	生涯学習	E類 教育支援 生涯学習
	学校心理	A類 学校心理	カウンセリング	E類 教育支援 カウンセリング
	幼児教育	A類 幼児教育		
	国際教育	A類 国際教育		
	特別支援教育	C類 聴覚障害教育・言語障害教育・発達障害教育・学習障害教育		
	家庭科	A・B類 家庭		
	環境教育	A類 環境教育		
人文	国語科	A・B類 国語	ソーシャルワーク	E類 教育支援 ソーシャルワーク

社会科学群	英語科	A・B類 英語	多文化共生教育	E類 多文化共生教育
	〔省略〕			
自然科学群	数学科	A・B類 数学	情報教育	E類 情報教育
	情報教育	B類 情報		
	〔省略〕			
学群 芸術・スポーツ科	音楽科	A・B類 音楽	表現教育	E類 表現教育
	美術科	A・B類 美術	生涯スポーツ	E類 生涯スポーツ
	〔省略〕			

社会科学群	英語科	A・B類 英語	多文化共生教育	E類 教育支援 多文化共生教育
	〔省略〕			
自然科学群	数学科	A・B類 数学	情報教育	E類 教育支援 情報教育
	情報教育	A類 情報教育		
	〔省略〕			
学群 芸術・スポーツ科	音楽科	A・B類 音楽	表現教育	E類 教育支援 表現教育
	美術科	A・B類 美術	生涯スポーツ	E類 教育支援 生涯スポーツ
	〔省略〕			

別表第3

構成分野一覧

学校教育教員養成課程

教室名	構成員数	専任教員の構成分野名及び選出数	特任教員数
学校教育	10	学校教育学 10	
学校心理	10	学校心理学 6 臨床心理学 2 現職教員支援センター機構（特別支援教育・教育臨床サポートセンター） 1	1
幼児教育	4	幼児教育学 2 教育実践創成 1	1
国際教育	4	学校教育学 3	1
特別支援教育	12	特別ニーズ教育 3 発達障害学 3 支援方法学 2 教育実践創成 2	2

別表第3

構成分野一覧

学校教育系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
学校教育	10	学校教育学 10
学校心理	12	学校心理学 7 臨床心理学 2 特別支援教育・教育臨床サポートセンター 3
幼児教育	4	幼児教育学 3 教育実践創成 1
国際教育	6	学校教育学 5 先端教育人材育成推進機構 1
特別支援教育	12	特別ニーズ教育 2 発達障害学 2 支援方法学 3 教育実践創成 2

						特別支援教育・教育臨床サポートセンター	
							<u>3</u>
家庭科	<u>7</u>	家庭科教育学 <u>2</u> 生活科学 <u>3</u> 教育実践創成 1	<u>1</u>	家庭科	<u>8</u>	家庭科教育学 <u>3</u> 生活科学 <u>4</u> 教育実践創成 1	
環境教育	<u>5</u>	地理学 1 経済学 1 環境科学 2 現職教員支援センター機構（環境 教育研究センター） <u>1</u>		環境教育	<u>6</u>	地理学 1 経済学 1 環境科学 2 環境教育研究センター <u>2</u>	
国語科	20	国語科教育学 4 日本語学・日本文学 <u>7</u> 中国古典学 2 日本語教育学 <u>1</u> 教育実践創成 2	<u>4</u>	国語科	20	国語科教育学 4 日本語学・日本文学 <u>9</u> 中国古典学 2 日本語教育学 <u>2</u> 教育実践創成 2 留学生センター <u>1</u>	
英語科	<u>13</u>	英語科教育学 3 英語学・英米文学・文化研究 <u>4</u> 教育実践創成 2	<u>4</u>	英語科	<u>10</u>	英語科教育学 3 英語学・英米文学・文化研究 <u>5</u> 教育実践創成 2	
社会科 (社会科教育学) (地理学) (歴史学) (哲学) (法学・政治学) (経済学) (社会学)	<u>25</u>	社会科教育学 <u>3</u> 地理学 4 歴史学 <u>3</u> 哲学・倫理学 <u>2</u> 法学・政治学 3 経済学 <u>1</u> 社会学 <u>3</u> 教育実践創成 <u>2</u>	<u>4</u>	社会科 (社会科教育学) (地理学) (歴史学) (哲学) (法学・政治学) (経済学) (社会学)	<u>28</u>	社会科教育学 <u>4</u> 地理学 4 歴史学 <u>6</u> 哲学・倫理学 <u>3</u> 法学・政治学 3 経済学 <u>3</u> 社会学 <u>4</u> 教育実践創成 <u>1</u>	
数学科	18	数学科教育学 3 数学 <u>11</u> 教育実践創成 2	<u>2</u>	数学科	18	数学科教育学 3 数学 <u>13</u> 教育実践創成 2	

情報教育	4	技術科学 1 情報科学 <u>1</u> 教育実践創成 1 大学教育研究基盤センター機構 (ICT/情報基盤センター) <u>1</u>		情報教育	4	技術科学 1 情報科学 <u>0</u> 教育実践創成 1 ICTセンター <u>2</u>
理科 (理科教育学) (物理学) (化学) (生物学) (地学)	<u>29</u>	理科教育学 3 環境科学 1 物理科学 <u>5</u> 環境科学 1 分子化学 <u>5</u> 環境科学 1 生命科学 <u>4</u> 宇宙地球科学 <u>5</u> 環境科学 1 教育実践創成 2	<u>1</u>	理科 (理科教育学) (物理学) (化学) (生物学) (地学)	<u>40</u>	理科教育学 3 環境科学 1 物理科学 <u>8</u> 環境科学 1 分子化学 <u>7</u> 環境科学 1 理科教員高度支援センター <u>1</u> 生命科学 <u>6</u> 理科教員高度支援センター <u>1</u> 宇宙地球科学 <u>8</u> 環境科学 1 教育実践創成 2
技術科	6	技術科教育学 1 技術科学 4 教育実践創成 1		技術科	6	技術科教育学 1 技術科学 4 教育実践創成 1
音楽科	<u>14</u>	音楽科教育学 <u>2</u> 音楽 <u>9</u> 教育実践創成 2	<u>1</u>	音楽科	<u>15</u>	音楽科教育学 <u>3</u> 音楽 <u>10</u> 教育実践創成 2
美術科	<u>14</u>	美術科教育学 <u>2</u> 美術 <u>9</u> 教育実践創成 2	<u>1</u>	美術科	<u>15</u>	美術科教育学 <u>3</u> 美術 <u>10</u> 教育実践創成 2
書道科	4	書道 <u>2</u> 教育実践創成 1	<u>1</u>	書道科	4	書道 <u>3</u> 教育実践創成 1

保健体育科	14	体育科教育学 3 体育学 2 運動学 5 健康科学 1 教育実践創成 2	1
養護教育	4	養護教育 2 教育実践創成 1	1
合計	217		

保健体育科	14	体育科教育学 3 体育学 2 運動学 6 健康科学 1 教育実践創成 2	
養護教育	5	養護教育 4 教育実践創成 1	
合計	237		

教育支援課程

教室名	構成員数	専任教員の構成分野名及び選出数	特任教員数
生涯学習	8	生涯教育学 3 生活科学 1 文化財科学 3	1
カウンセリング	5	臨床心理学 4	1
ソーシャルワーク	5	社会福祉 4	1
多文化共生教育	11	英語学・英米文学・文化研究 1 ヨーロッパ言語・文化研究 1 アジア言語・文化研究 3 哲学・倫理学 1 地域研究 5	
情報教育	4	情報科学 2 大学教育研究基盤センター機構 (ICT/情報基盤センター) 1	1

教育支援系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
生涯学習	8	生涯教育学 4 生活科学 1 文化財科学 3
カウンセリング	5	臨床心理学 5
ソーシャルワーク	5	生活科学 1 社会福祉 4
多文化共生教育	16	英語学・英米文学・文化研究 2 ヨーロッパ言語・文化研究 2 アジア言語・文化研究 3 歴史学 0 地理学 1 哲学・倫理学 1 地域研究 5 法学・政治学 1 教育実践創成 1
情報教育	4	情報科学 3 ICTセンター 1

表現教育	4	英語学・英米文学・文化研究 1 音楽 1 美術 <u>0</u> 演劇 <u>1</u>	<u>1</u>
生涯スポーツ	7	体育学 3 運動学 <u>2</u> 健康科学 1	<u>1</u>
合計	<u>44</u>		

表現教育	5	英語学・英米文学・文化研究 1 音楽 1 美術 <u>1</u> 演劇 <u>2</u>	
生涯スポーツ	7	体育学 3 運動学 <u>3</u> 健康科学 1	
合計	<u>50</u>		

別表第4

関連分野一覧

学校教育系

教室名	関連分野名	
	左欄	右欄
学校教育		生涯教育学, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, 先端教育人材育成推進機構
学校心理		
幼児教育		
国際教育		
特別支援教育		
家庭科		
環境教育		生涯教育学, 生活科学, 理科教育学, 物理科学, 分子化学, 生命科学, 宇宙地球科学, 文化財科学, 体育科教育学, 体育学, 運動学, 健康科学
国語科		
英語科		地域研究
社会科		地域研究, 社会福祉, 文化財科学
数学科		
情報教育		
理科		文化財科学, 情報科学

<u>技術科</u>		
<u>音楽科</u>		
<u>美術科</u>		
<u>書道科</u>		
<u>保健体育科</u>	<u>養護教育</u>	
<u>養護教育</u>	<u>体育科教育学, 体育学, 運動学, 健康科学</u>	<u>保健管理センター</u>

教育支援系

<u>教室名</u>	<u>関連分野名</u>	
	<u>左欄</u>	<u>右欄</u>
<u>生涯学習</u>	<u>歴史学, 美術</u>	<u>学校教育学, 地理学, 法学・政治学, 社会学, 理科教育学, 物理化学, 分子化学, 生命化学, 宇宙地球科学, 環境科学, 運動学, 環境教育研究センター, 理科教員高度支援センター</u>
<u>カウンセリング</u>	<u>保健管理センター, 先端教育人材育成推進機構</u>	<u>学校心理学, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>
<u>ソーシャルワーク</u>		
<u>多文化共生教育</u>	<u>留学生センター, 先端教育人材育成推進機構</u>	<u>国語科教育学, 日本語学・日本文学, 中国古典学, 日本語教育学, 英語科教育学, 社会科教育学, 経済学, 社会学, 社会福祉</u>
<u>情報教育</u>	<u>技術科学分野, ICTセンター</u>	
<u>表現教育</u>		<u>日本語学・日本文学, 音楽科教育学, 書道, 体育学</u>
<u>生涯スポーツ</u>	<u>体育科教育学, 養護教育</u>	<u>保健管理センター</u>

附 則

- 1 この規程は, 令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第2及び別表第3の規定は, 令和5年度入学者から適用し, 令和4年度以前に入学した者については, なお, 従前の例による。